



平成 27 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 フジマック
代 表 者 名 代 表 取 締 役 熊 谷 俊 範
(コード番号 5965 東証第 2 部)
問 合 せ 先 経 理 部 次 長 岡 部 伸 二
(TEL 03-3434-7791)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「監査等委員会設置会社」に移行することを決定し、平成27年6月26日開催予定の第66回定時株主総会に、定款一部変更の議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

当社は、会社法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 90 号）の施行に伴い、本日開催の取締役会において、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社への移行を決定したことから、この制度移行に関わる定款の関連条項の変更を行うものであります。

具体的には、監査等委員会や監査等委員である取締役に係る規程の追加変更、監査役や監査役会に係る規程の削除、取締役や取締役会に関連する部分の変更、責任限定契約を締結できる役員等の範囲の変更、などであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 変更の日程

定款変更のための株主総会開催予定日	平成 27 年 6 月 26 日
定款変更の効力発生予定日	平成 27 年 6 月 26 日

以 上

【別紙】定款変更の内容は次のとおりであります。

(現行定款)	(変更案)
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>(機関の設置)</p> <p>第 4 条 当社は、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人 <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第 17 条 当社の取締役は、15 名以内とする。</p> <p>【新設】</p> <p>(選任方法)</p> <p>第 18 条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 (条文省略) 3 (条文省略) <p>(任 期)</p> <p>第 19 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>【新設】</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 (条文省略) 	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>(機関の設置)</p> <p>第 4 条 当社は、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. 監査等委員会 3. 会計監査人 <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第 17 条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、15 名以内とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 当社の監査等委員である取締役は、4 名以内とする。 <p>(選任方法)</p> <p>第 18 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 (現行どおり) 3 (現行どおり) <p>(任 期)</p> <p>第 19 条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 3 (現行どおり)

(代表取締役及び役付取締役)

第 20 条 代表取締役は、取締役会の決議により選定する。

2 取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集通知)

第 22 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに、各取締役及び各監査役に対して発する。
ただし、緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。

2 取締役及び監査役の全員の同意がある場合は、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

【新設】

第 23 条 (条文省略)

第 24 条 (条文省略)

(代表取締役及び役付取締役)

第 20 条 代表取締役は、取締役会の決議により、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から選定する。

2 取締役会の決議により、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集通知)

第 22 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに、各取締役に対して発する。
ただし、緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。

2 取締役の全員の同意がある場合は、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第 23 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

第 24 条 (現行どおり)

第 25 条 (現行どおり)

<p>(報酬等)</p> <p>第 <u>25</u> 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議により定める。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第 <u>26</u> 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議により定める。</u></p>
<p>【新設】</p>	<p><u>(取締役の責任免除)</u></p> <p>第 <u>27</u> 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、同法第 425 条第 1 項各号に定める額の合計額とする。</p>
<p style="text-align: center;"><u>第 5 章 監査役及び監査役会</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>第 5 章 監査等委員会</u></p>
<p>【新設】</p>	<p><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p>第 <u>28</u> 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p>
<p>【新設】</p>	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p>第 <u>29</u> 条 監査等委員会の招集通知は、会日の <u>3 日前までに各監査等委員に対して発する。</u>ただし、緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p><u>2 監査等委員全員の同意がある場合は、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p><u>第 26 条 (員数)</u> (条文省略)</p> <p><u>第 27 条 (選任方法)</u> (条文省略)</p> <p><u>第 28 条 (任期)</u> (条文省略)</p> <p><u>第 29 条 (常勤の監査役)</u> (条文省略)</p> <p><u>第 30 条 (監査役会の招集権者及び議長)</u> (条文省略)</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

第 <u>31</u> 条 (監査役会の招集通知) (条文省略)	(削除)
第 <u>32</u> 条 (監査役会規程) (条文省略)	(削除)
第 <u>33</u> 条 (報酬等) (条文省略)	(削除)
第 <u>34</u> 条 (監査役の責任免除) (条文省略)	(削除)
第 <u>35</u> 条 (条文省略)	第 <u>30</u> 条 (現行どおり)
第 <u>36</u> 条 (条文省略)	第 <u>31</u> 条 (現行どおり)
第 <u>37</u> 条 (条文省略)	第 <u>32</u> 条 (現行どおり)